

令和 4 年 2 月 3 日

富士見市議会議長 斉 藤 隆 浩 様

議会基本条例検証委員会
委員長 勝 山 祥

富士見市議会基本条例の検証について（答申）

令和 3 年 5 月 2 0 日付けで議長から諮問された、富士見市議会基本条例第 2 2 条の規定に基づく条例の検証について、慎重に検討を行い、その結果を下記のとおり、まとめましたのでここに答申いたします。

記

○はじめに

本委員会では、富士見市議会基本条例を検証するに当たり、各会派等から論点や課題を事前に求め、それを基に各項目について検証を行った。

※各検証項目については、「議会基本条例検証項目結果表」のとおり

○検証結果

1. 条例改正が必要と位置付けたもの

（議会基本条例検証項目結果表・検証No.⑤）

・ 条例第 5 条（会派）に関する事項

会派の構成要件については、現在、議会運営委員会申し合わせ事項に定められているが、議会の最高規範である議会基本条例に明記すべきとの意見があり、議論を重ねた結果、条例を改正し、会派の人的構成を明記すべきとの結論に至った。

具体的には、現行の第 5 条第 2 項の規定について、「会派は、政治上の主義、理念、政策等を共有する議員で構成し、活動する。」とあるのを「会派は、政治上の主義、理念、政策等を共有する 2 人以上の議員をもって構成し、活動す

る。」と改めるべきとするものである。

また、会派の人的構成を条例上明記することで、政務活動費に係る第11条の改正も必要となる。しかし、政務活動費に関係する規定は、この他に政務活動費交付に関する条例や規程、細則などがあり、それぞれの規定の改正及び当該規定の整合性や実務上の検証等を行う必要があることから、第11条の改正に関しては一定の期間を要するものと判断した。

従って、条例改正については、第5条を先行し、第11条の改正については、政務活動費に係る他の例規の改正と併せて行うことが望ましいとの結論に達した。

なお、会派の人的構成が条例に明記されることにより、それに関連する項目の協議・調整が議会運営委員会及び議会だより編集委員会において必要となることを申し添える。

2. 議会基本条例逐条解説に表記すると位置付けたもの

(議会基本条例検証項目結果表・検証No.③、④、⑭)

- ・ 条例第4条（議員活動の原則）及び第18条（議員の政治倫理）に関する事項

議員の活動原則及び議員の政治倫理については、「自己利益・利益誘導」、「正確な情報発信」、「ハラスメント」等を中心に議論を行い、当初、条文の追加等で検討を進めたが、委員間の意見が一致しなかったため条例を改正する結論には至らなかった。

しかしながら、議会基本条例の逐条解説の中に検証内容の主旨を加えるものとし、同逐条解説については、後述にあるように本委員会において見直しを行った。

3. 議会運営委員会において継続して議論が必要と位置付けたもの

(議会基本条例検証項目結果表・検証No.②、⑩、⑯)

- ・ 条例第3条（議会の活動原則）、第7条（議員と市長等との関係）及びその他議会運営に関する事項

条例の改正には至らないが、検証項目が議会運営に関することから、本委員会ではなく議会運営委員会において継続して議論することが望

ましいと位置付けた。これらに関しては、本委員会での議論を踏まえ、議長から議会運営委員会へ適切な指示を発せられるよう求めるものである。

4. 意見や確認事項と位置付けたもの

(議会基本条例検証項目結果表・検証No.①、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬、⑮、⑰、⑱、⑲)

- ・ 条例第3条（議会の活動原則）、第6条（市民との情報共有）、第7条（議員と市長等との関係）、第9条（法第96条第2項の議決事件）、第14条（議員図書室の充実）、第19条（議員定数）、第20条（議員報酬）及びその他議会運営に関する事項

これらの項目については、必要性や提案趣旨等に認識の共有は見られたものの、会派等の方向性（考え方）や検証項目に対する位置付けの違いなどから、委員間の意見が一致しなかったため条例を改正する結論までには至らなかった。

従って、議論の内容については、意見や確認事項として位置付けるものとした。

5. その他

(議会基本条例検証項目結果表・検証No.⑳)

- ・ 議会基本条例逐条解説の作成に関する事項

今回の検証を踏まえた議会基本条例逐条解説を作成することとし、その逐条解説は、本委員会において見直しを行った。

○添付資料

- ・ 議会基本条例検証項目結果表
- ・ 富士見市議会基本条例逐条解説
- ・ 富士見市議会基本条例検証に関する資料